

岐阜県里親への委託前養育支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する者をいう。以下同じ。）への委託の推進を図ることを目的として、里親への委託のための調整期間におけるこどもとの面会、里親宅における交流等（以下「マッチング」という。）及び各種研修への受講に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、里親、里親となることを希望する者並びに県内の里親支援センター及びフォスタリング機関（里親又は里親となることを希望とする者が別表研修受講事業の項補助対象経費の欄に掲げる研修を受講するためのテキスト代及び考査代について立替払を行ったものに限る。以下「里親支援機関」という。）とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第4号において「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（その者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は里親支援機関
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は里親支援機関
- (4) 役員等が、第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は里親支援機関
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は里親支援機関
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は里親支援機関
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は里親支援機関

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(交付決定通知)

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもってこれを行ったものとみなす。

(額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、規則第5条及び第7条の規定による補助金の交付決定及びその通知をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

- 2 補助対象者は、規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、知事が別に定める期日までに別記第3号様式による補助金交付請求書を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による提出があったときは、当該提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助対象者が規則又はこの要綱に基づき提出する書類に虚偽の事項を記載した場合その他補助金の交付に関し不正な行為があった場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(調査)

第12条 知事は、必要と認めるときは、補助対象者から報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
マッチング事業	里親委託のための調整期間中の里親宅への外出又は外泊時に要する生活費（食費、光熱水費等）及び旅費	1日につき5,400円 （1世帯当たり）	基準額×交流を実施した日数 （外泊の場合、施設に戻る日は不算入）
	里親委託のための調整期間中の面会に要する旅費（里親宅への外出又は外泊を伴わないものに限る。）	1日につき3,490円 （1世帯当たり）	補助対象経費の実支出額（自家用車に係るものにあつては、岐阜県職員等旅費条例（昭和32年岐阜県条例第30号。以下「旅費条例」という。）に準じて算定した額）と基準額とを比較して少ない方の額
研修受講事業	次に掲げる研修を受講するための旅費、テキスト代及び考査代 1 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第1条の34に規定する養育里親研修 2 施行規則第1条の37第2号に規定する専門里親研修 3 施行規則第1条の38に規定する養子縁組里親研修 4 施行規則第36条の46第2項に規定する養育里親更新研修（専門里親に係るものを含む。） 5 施行規則第36条の46第4項に規定する養子縁組里親更新研修 6 その他知事が里親等の養育の質の向上を図るものとして適当と認める研修	(1) 研修受講旅費（1世帯当たり） ① 県内で行われる場合 1件当たり日額3,490円 ② 県外で行われる場合 ア. 宿泊を伴わない場合 1件当たり日額25,540円 イ. 宿泊を伴う場合 （1泊2日の場合） 1件当たり33,790円 （2泊3日の場合） 1件当たり42,040円 （上記以外の場合） 1件当たり50,290円 (2) テキスト代（1世帯当たり） 1研修当たり20,000円 (3) 考査代（1世帯当たり） 1研修当たり9,000円	補助対象経費の実支出額（自家用車に係るものにあつては、旅費条例に準じて算定した額）と基準額とを比較して少ない方の額

※ 里親支援機関にあつては、立替払を行ったテキスト代及び考査代のみを補助対象経費とする。